

## 1. 選挙制度の沿革

選挙制度は、明治11年に制定された府県会規則によってその第一歩がふみ出された。

明治22年2月11日に「大日本帝国憲法」が發布、同時に衆議院議員選挙法が制定、さらに市制・町村制・府県制の制定によって選挙制度が確立された。

その後、国政の進展と政治情勢の変遷に伴ってしばしば改正され、昭和25年の公職選挙法の制定となり今日に至っている。

### (1) 市町村議会議員の選挙制度

明治13年、区町村会法が制定された。選挙の方法については、区町村会法は直接規定せず、県会の許可を受けて町村の規制で定めるものとされていた。

明治21年に市制町村制が制定され、満25歳以上の男子で2年以来その市町村の住民であり、かつ租税または年額2円以上の直接国税を納めることを選挙権の要件とし、またその納税額の多少によって差別をする、いわゆる「等級選挙制度」を採用していた。

投票は、無記名連記投票制が採用され、選挙人名簿は、選挙が行われるたびに調整するものとされた。任期は6年とし、半数改選であった。

明治44年には、全文改正が行われ、任期を4年とし半数改選制を廃止するとともに単記投票制に改められ、さらに大正10年には、選挙権の要件の緩和がなされ、町村においては等級選挙制が廃止されるなどの改正が行われた。

大正15年には、普通選挙制が採用されたことに伴い、等級選挙制も完全に廃止され選挙人名簿は府県会議員の選挙にも共通して適用されることとなり、市会議員の選挙について立候補制度が採用された。(町村会議員については昭和18年に採用)

なお、選挙運動に関する制度がこのときはじめて規定された。

### (2) 市町村長の選挙制度

市長は、明治21年の市制によって市会が3人の候補者を推薦し、その中から天皇の裁可によって任命するものとされ、その後、大正15年には市会が選挙することとなり、さらに昭和18年には再び市会が選挙した者を天皇が任命することとされた。

町村長は、明治21年の町村制以来、町村会において選挙することとなっていた。

しかし、昭和21年の地方自治制度の大改革によって、市町村長は、住民の直接選挙によることとなり、今日に至っている。